

【特許請求の範囲】

【請求項 1】 患者の体腔内等の被検部位を観察して内視鏡画像情報を得る内視鏡装置と、前記患者に医療処置を施す手術装置と、前記患者に係わる患者情報を入力する患者情報入力装置とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成する医療情報処理システムにおいて、前記患者に接触して利用される医療機器からの情報を収集して前記カルテ情報を生成するコントローラと、前記患者を特定する患者特定情報及びこれに関連する患者情報を蓄積する患者情報蓄積手段と、前記コントローラと前記患者情報蓄積手段とを接続する通信手段と、を具備し、前記コントローラは、前記カルテ情報を生成する際に、前記患者情報蓄積手段から患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶する事を特徴とする医療情報処理システム。

【請求項 2】 前記コントローラは患者を特定する患者特定情報を入力する入力手段を備えた事を特徴とする請求項 1 に記載の医療情報処理システム。

【請求項 3】 前記コントローラは前記入力手段から入力された患者特定情報をもとに関連する患者情報を前記患者情報蓄積手段から読み出す事を特徴とする付記項 2 に記載の医療情報処理システム。

【請求項 4】 前記入力手段は磁気カードリーダ、光カードリーダ、ICカードリーダのいずれかである事を特徴とする付記項 2 に記載の医療情報処理システム。

【請求項 5】 前記入力手段はキーボードである事を特徴とする付記項 2 に記載の医療情報処理システム。

【請求項 6】 前記コントローラは執刀医情報を入力する入力手段を備えた事を特徴とする請求項 1 に記載の医療情報処理システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、医療処置情報が記載される医療記録を生成する機能を有する医療情報処理システムに関する。

【0002】

【従来の技術】近年、医療機関等において、患者に対する医療処置情報や内視鏡検査で得られた内視鏡画像データ等の情報を入力し、電子的に医療記録を生成することができる医療情報処理装置が利用されている。

【0003】例えば、本件出願人による特願平 10 - 203867号では、画面に表示される操作案内に従って、逐一操作者が医療処置情報を画面入力したり、内視鏡装置から内視鏡画像データを取り込んだり、入力された情報を編集することで、カルテを生成できる手段が示されている。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、例えば特願平 10 - 203867号等に示されるような従来の技術では、手術を担当する執刀医毎に、患者の医療処置情報を画面入力する手段や、内視鏡以外の例えば電気メス装置、気腹装置、超音波手術装置等の手術装置を術者が操作した際の操作記録や、これらの手術に要した時間や要員情報を記録する手段が示されていないので、執刀医毎に効率的に手術室の運用をサポートすることができなかった。

【0005】本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、執刀医毎に手術に要した資源を記録することが出来る医療情報処理システムを提供することを目的とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】前記目的を達成するため請求項 1 に記載の医療情報処理システムは、患者の体腔内等の被検部位を観察して内視鏡画像情報を得る内視鏡装置と、前記患者に医療処置を施す手術装置と、前記患者に係わる患者情報を入力する患者情報入力装置とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成する医療情報処理システムにおいて、前記患者に接触して利用される医療機器からの情報を収集して前記カルテ情報を生成するコントローラと、前記患者を特定する患者特定情報及びこれに関連する患者情報を蓄積する患者情報蓄積手段と、前記コントローラと前記患者情報蓄積手段とを接続する通信手段と、を具備し、前記コントローラは、前記カルテ情報を生成する際に、前記患者情報蓄積手段から患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶する事を特徴とする。

【0007】請求項 1 に記載の医療情報処理システムでは、前記コントローラは前記患者情報蓄積手段から少なくとも患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶するするようにしたので、手術に要した資源を管理して、手術室を効率的に運用する事の出来る。

【0008】

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施の形態を図面を参照して説明する。

(実施の形態) 図 1 ないし図 6 は本発明の実施の形態に係り、図 1 は医療情報処理システムの全体構成を説明する説明図、図 2 は第 1 のコントローラのハードウェア構成を説明するブロック図、図 3 は手術室内の表示装置による医療情報表示画面の概要を説明する説明図、図 4 は医師別データを生成する情報集積制御装置のハードウェア構成を説明するブロック図、図 5 は情報集積制御装置による第 1 の手術記録検索画面の概要を説明する説明図、図 6 は情報集積制御装置による第 2 の手術記録検索画面の概要を説明する説明図である。

【0009】(構成)図1に示すように、本実施の形態の医療情報処理システムは、患者の体腔内等の被検部位を観察して内視鏡画像情報を得る内視鏡装置11と、前記患者に医療処置を施す手術装置13と、前記患者に係わる患者情報を入力する患者情報入力装置(磁気カードリーダ16)とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成するようになっている。

【0010】また、医療情報処理システムは、前記患者に接触して利用される医療機器からの情報を収集して前記カルテ情報を生成する第1及び第2のコントローラ1、14と、前記患者を特定する情報及びこれに関連する患者情報を蓄積する患者情報蓄積手段(院内サーバ3)と、前記第1及び第2のコントローラ1、14と前記院内サーバ3とを接続する通信手段(通信回線4、5)とを具備している。

【0011】前記第1のコントローラ1は、前記カルテ情報を生成する際に、前記院内サーバ3から少なくとも患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶する。

【0012】以下、本実施の形態の医療情報処理システムをさらに詳細に説明する。

【0013】第1のコントローラ1は、手術室(R1, R2, R3)等の拠点に設置され、手術室等で発生する各種医療情報を得る。また、第1のコントローラ1は、磁気カードリーダ16から患者に係わる患者情報を入力するようになっている。

【0014】手術部サーバ2は、前記手術室とは遠隔地点に配置され、前記第1のコントローラ1で得られた患者情報や各種医療処置情報を集積しカルテ情報を生成する。院内サーバ3は、前記手術部サーバ2とは別の拠点に設置され、前記手術部サーバ2で得られたカルテ情報を参照し、かつ、そのカルテ情報を取り込んで患者ごとに統合蓄積する。また、前記第1のコントローラ1においても、前記カルテ情報を生成するようになっている。

【0015】前記第1のコントローラ1と前記手術部サーバ2との間は、それぞれ通信回線4で接続される。前記手術部サーバ2と前記院内サーバ3との間は、通信回線5で接続される。

【0016】なお、前記通信回線4、5は、公衆回線、専用回線、LAN(構内通信網)等のどのような通信回線でもよい。また、前記院内サーバ3は、前記手術部サーバ2と同一拠点に設置されてもよい。

【0017】第2のコントローラ14には、患者の体腔内等の被検部位を撮像し内視鏡画像を含む映像信号を得る内視鏡装置11と、この内視鏡装置11で得られた映像信号を抽出する表示装置12と、例えば電気メス装置、気腹装置、超音波手術装置等の手術装置13とが接続されている。

【0018】第2のコントローラ14は、前記手術装置13を制御したり、前記手術装置13による測定情報等の手術装置情報を得るようになっている。

【0019】また、第2のコントローラ14には、前記手術装置13に対する制御指示等を前記第2のコントローラ14へ入力するためのタッチパネル15等の手術装置制御入力手段が接続されている。

【0020】前記第2のコントローラ14から得られる手術装置情報及び生体モニタリング装置19から得られる患者情報は、通信回線を介して第1のコントローラ1に集積され、他の拠点の手術部サーバ2へ伝送され、さらに院内サーバ3に伝送される。即ち、前記第2のコントローラ14から得られる手術装置情報及び生体モニタリング装置19から得られる患者情報は、院内サーバ3で蓄積されることになる。

【0021】前記内視鏡装置11から得られた映像信号と、手術室内の風景を撮像する室内カメラ20から得た映像信号は、第1のコントローラ1を介して信号伝送装置17に入力され、通信回線6を介して外部に伝送される。

【0022】表示装置18は、統合表示ディスプレイとなっており、第1のコントローラ1が得た手術装置情報及び手術部サーバ2から得た患者情報や、前記信号伝送装置17が他拠点から受信した情報を表示する。

【0023】手術部サーバ2は、通信回線5を介して院内サーバ3及びWEBサーバ21と接続されている。院内サーバ3には、病院の患者登録端末22からの患者登録情報と、当該患者に関連する医療画像が蓄積されている。手術部サーバ2は、前記院内サーバ3から手術を行う患者の氏名や生年月日、診療記録などの登録情報及び患者に係わる医療画像を通信回線5を介して読み出す。

【0024】WEBサーバ21は、病院外とインターネットを介して接続されている。

【0025】手術部サーバ2は、前記院内サーバ3に蓄えられていた患者情報や術前画像、WEBサーバ21から外部の病院に蓄積された患者情報や術前画像を読み込み、参照出来るようになっている。

【0026】情報集積制御装置33は、通信回線5に接続されており、院内サーバ3や手術部サーバ2からの情報を集約して表示装置34に表示するようになっている。

【0027】図2に示すように、第1のコントローラ1は、プロセッサ51と、ハードディスク52と、メモリ53と、表示制御部54と、通信インタフェース56, 58と、映像信号入出力回路57とを有して構成されている。

【0028】プロセッサ51はコントローラ1の各部を制御する。ハードディスク52及びメモリ53は、プロセッサ51が実行するソフトウェアや前記内視鏡画像及び前記患者情報等のデータを格納したり、プロセッサ5

1の作業領域を確保する。表示制御部54は前記表示装置18を駆動する映像信号を生成する。通信インタフェース56は、前記生体モニタリング装置19や第2のコントローラ14からの生体情報及び手術装置情報等を信号伝送装置17に伝送する。映像信号入出力回路57は、前記信号伝送装置17との間で内視鏡画像を含む映像情報を入出力する。通信インタフェース58は、前記通信回線4との間で情報を伝送する。

【0029】前記プロセッサ51は、情報集積部51a、表示情報生成部51b、カルテ生成部51c等を有している。

【0030】情報集積部51aは、前記ハードディスク52及びメモリ53に格納されるソフトウェアとともに、前記生体モニタリング装置19や第2のコントローラ14からの生体情報及び手術装置情報、前記通信インターフェイス56、58を介して個別に入力される患者情報等を集積する。表示情報生成部51bは、この情報集積部51aにより集積された情報を編集して表示装置18に表示される画面情報を生成する。カルテ生成部51cは集積された情報を編集してカルテ情報を生成する。

【0031】前記映像信号入出力回路57は、A/D変換部57aと、D/A変換部57bと、映像信号符号復号部57cと、制御部57dとを有して構成されている。

【0032】A/D変換部57aは、入力されるアナログ映像信号をデジタル映像信号に変換する。D/A変換部57bは、デジタル映像信号をアナログ映像信号に変換して出力する。映像信号符号復号部57cは、前記A/D変換部57aを介して入力された映像信号を復号したり、この入力された映像信号のうちから所望の内視鏡画像信号を抽出したり、出力しようとする映像信号を符号化してD/A変換部57bへ与える機能を有する。制御部57dは、映像信号符号復号部57c等の映像信号入出力回路57各部を制御する。

【0033】第1のコントローラ1には、入力手段(図1の磁気カードリーダー16、図示しないキーボード、バーコードリーダー等)が接続されている。第1のコントローラ1は、これら入力装置からの入力により、後述の図4の患者情報エリア74中のカルテナンバー(IDナンバー)及び氏名を入力するとともに、図4の中央下部の執刀医情報エリア78に執刀する医師の氏名及びIDナンバーを入力するようになっている。これにより、入力手段は、執刀医情報を入力するようになっている。

【0034】さらに、第1のコントローラ1は、前記入力装置で入力された患者情報をもとに手術部サーバ2を介して院内サーバ3に蓄積された患者の診療記録及び術前画像(MR、CT、X線画像等)を読み出し、図4のサムネイル画像エリア73と患者情報エリア74に関連する情報を表示する。これにより、第1のコントローラ

1は、前記入力手段から入力された患者特定情報をもとに関連する情報を前記院内サーバ3から読み出す事ができる。

【0035】前記第1のコントローラ1は、前記院内サーバ3から少なくとも患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶した後、この記憶した情報を図1に示した手術部サーバ2を介して院内サーバ3及び情報集積装置33に供給するようになっている。

【0036】前記入力手段は光カードリーダーやICカードリーダーも利用できる。

【0037】図3に示すように、第1のコントローラ1から前記表示装置18及び情報集積制御装置33の表示装置34へ抽出される医療情報表示画面71には、観察画像エリア72と、サムネイル画像エリア73と、患者情報エリア74と、手術装置情報エリア75と、操作メニュー表示エリア76と、ボタン77、執刀医情報エリア78等が配置されている。

【0038】観察画像エリア72は、内視鏡画像を含む観察画像を表示する。サムネイル画像エリア73は、画像データの画素を間引く等して縮小した複数のサムネイル画像を表示する。患者情報エリア74は、患者情報を表示する。手術装置情報エリア75は、手術装置情報を表示する。操作メニュー表示エリア76は、医療情報の検索に関する操作や画像の表示に関する操作等を行うための表示部になっている。ボタン77は、この操作メニュー表示エリア76に配置され、医療情報の検索操作を行うための機能を起動する操作部となっている。執刀医情報エリア78は、執刀する医師の氏名及びIDナンバーを入力する操作を行うための表示部になっている。

【0039】なお、ここで、ボタンとは、図示しないマウス等で選択することで、このボタンに割り当てられている機能が起動されるようになっている画面上の領域のことである。

【0040】次に、情報集積制御装置33について説明する。

【0041】図4に示すように、情報集積制御装置33は、院内サーバ3からの情報を用いて医師(執刀医)別データを生成する装置となっており、プロセッサ60と、表示制御部94と、印刷制御回路95と、映像信号入出力回路97と、通信インターフェイス98とを有して構成される。

【0042】情報集積制御装置33は、通信インターフェイス98により図1に示す通信回線5に接続され、プロセッサ60を内蔵する。プロセッサ60は、データ記憶部61と、データ格納処理部62と、データ検索処理部63と、画面編集部64と、カルテ編集部65とを有して構成されている。

【0043】データ記憶部61はデータを記憶する。デ

ータ格納処理部 6 2 は、映像信号入出力回路 9 7 や通信インターフェイス 9 8 を介して入力されるデータをデータ記憶部 6 1 へ格納する。データ検索処理部 6 3 はデータ記憶部 6 1 に記憶されているデータを検索して読み出す。画面編集部 6 4 は、データ検索処理部 6 3 で読み出されたデータを画面表示用に編集して表示制御部 9 4 に供給する。表示制御部 9 4 は、画面編集部 6 4 からの画像データに基づいて映像信号を作成して図 1 に示した表示装置 3 4 に表示する。カルテ編集部 6 5 は、前記データ検索処理部 6 3 で読み出されたデータをカルテ印刷用

10 に編集する。
【0044】印刷制御回路 9 5 は、カルテ編集部 6 5 からの画像データに基づいて図示しないプリンタを駆動する映像信号を生成する。

【0045】このような構成により、前記情報集積制御装置 3 3 は、通信インターフェイス 9 8 を介して院内サーバ 3 から執刀医に関連する手術の情報を読み出し、蓄積する。ここで、院内サーバ 3 には、図 1 の手術室 (R 1, R 2, R 3) 等の拠点に設置され第 1 のコントローラ 1 が記憶した執刀医毎の各種医療情報が蓄えられてい

20 20 いる。
【0046】院内サーバ 3 からの内視鏡画像データ、患者情報、手術装置情報、内視鏡画像データ以外の各種の画像データ及び執刀両情報からなる医療情報は、通信手段である通信インターフェイス 9 8 を介して、プロセッサ 6 0 へ与えられる。また、映像信号入出力回路 9 7 を介して内視鏡画像が、デジタル信号への変換や必要に応じて画像復号化が施されて、プロセッサ 6 0 へ与えられる。

【0047】前記プロセッサ 6 0 へ与えられた各種医療 30 30 情報は、データ格納処理部 6 2 により、データ記憶部 6 1 へ記憶される。このとき、データ格納処理部 6 2 は、互いに関係する医療情報を関係付けて、例えば医師別に医療情報を関係付けて、データ記憶部 6 1 へ記憶する。即ち、例えば、同一医師の手術記録データ(手術日、術式、使用スタッフ、使用器材、手術時間など)とは、関係付けられてデータ記憶部 6 1 へ記憶される。医療情報をデータ記憶部 6 1 へ関係付けて格納する場合には、例えば、関係する医療情報を 1 つのファイルにすることで格納してもよい。

40 40 【0048】次に、情報集積制御装置 3 3 によって表示装置 3 4 に表示される図 5 に示す手術記録検索画面 8 7 に従って医師情報をキーワードに検索する方法を説明する。

【0049】情報集積制御装置 3 3 を図示しないマウス等により操作して、表示装置 3 4 に図 5 の手術記録検索画面 8 7 を表示し、検索ボタン 8 2 を操作すると、医師リスト 8 3 が表示される。この医師リスト 8 3 から所望の医師を選択すると、与えられた医師名で関係付けられた医療情報をデータ記憶部 6 1 から検索して読み出し、

図 6 に示す医師手術記録 8 1 が表示される。以下、検索の過程を説明する。

【0050】医師リスト 8 3 から入力されたデータに応じてデータ検索処理部 6 3 は、医師に応じた手術記録をデータ記憶部 6 1 から読み出し、データ検索処理部 6 3 によって得られた医師に関連した手術記録情報を画面編集部 6 4 により画面表示用に編集して表示制御部 9 4 を介して、表示装置 3 4 に表示する。

【0051】以上説明したように、このような実施の形態によれば、第 1 のコントローラ 1 は、前記院内サーバ 3 から少なくとも患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶し、この記憶した情報を手術部サーバ 2 を介して院内サーバ 3 及び情報集積装置 3 3 に供給するので、執刀医毎の使用スタッフ人数、使用機材、手術時間等の手術に要した資源を記録することができる。これにより、執刀医毎の手術に要した資源を管理することができ、手術室を効率的に運用する事ができる。例えば、これら執刀医毎のデータに基づいて、執刀医に対する評価や患者に対する請求明細を作ることができる。

【0052】なお、本発明は、上述の実施の形態のみに限定されるものではなく、発明の要旨を逸脱しない範囲で種々変形実施可能である。

【0053】例えば、図 2 のハードディスク 5 2 は、ハードディスクに限らず、例えば光磁気ディスク等の他の記憶手段であってもよい。

【0054】また、情報集積制御装置 3 3 の院内サーバ 3 や手術部サーバ 2 からの情報を集約して表示する機能は各手術室 (R 1, R 2, R 3) の第 1 のコントローラ 1 に設けてもよい。

【0055】また、図 1 の実施の形態では、前記第 1 のコントローラ 1 が、患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶するように構成したが、前記第 1 及び第 2 のコントローラ 1、2 の両方または第 2 のコントローラ 2 が、患者の診療情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶するように構成してもよい。また、図 1 の実施の形態では、前記第 1 のコントローラ 1 に磁気カードリーダー 1 6 を接続したが、第 2 のコントローラ 1 4 にも磁気カードリーダー 1 6 を接続してもよい。

【0056】[付記] 以上詳述したような本発明の上記実施の形態によれば、以下の如き構成を得ることができる。

【0057】(付記項 1) 患者の体腔内等の被検部位を観察して内視鏡画像情報を得る内視鏡装置と、前記患者に医療処置を施す手術装置と、前記患者に係わる患者情報を入力する患者情報入力装置とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成する医療情報処理システムにおいて、前記患者に接触し

て利用される医療機器からの情報を収集するコントローラと、前記患者を特定する情報を蓄積する患者情報蓄積手段と、前記コントローラと前記患者情報蓄積手段とを接続する通信手段と、を具備し、前記コントローラは前記患者情報蓄積手段から患者の診察情報と患者の医療画像の少なくとも一方を読み込み、執刀医毎の手術記録情報を関連付けて記憶する事を特徴とする医療情報処理システム。

【0058】(付記項2) 前記コントローラは患者を特定する入力手段を備えた事を特徴とする付記項1に記載の医療情報処理システム。

【0059】(付記項3) 前記コントローラは前記入力手段から入力された患者特定情報をもとに関連する情報を前記患者情報蓄積手段から読み出す事を特徴とする付記項2に記載の医療情報処理システム。

【0060】(付記項4) 前記入力手段は磁気カードリーダー、光カードリーダー、ICカードリーダーのいずれかである事を特徴とする付記項2に記載の医療情報処理システム。

【0061】(付記項5) 前記入力手段はキーボードである事を特徴とする付記項2に記載の医療情報処理システム。

【0062】(付記項6) 前記コントローラは執刀医情報を入力する入力手段を備えた事を特徴とする付記項1に記載の医療情報処理システム。

【0063】

【発明の効果】以上述べた様に本発明によれば、執刀医毎に手術に要した資源を記録することが出来るので、執刀医毎の手術に要した資源を管理することができ、手術*

*室を効率的に運用する事ができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施の形態に係る医療情報処理システムの全体構成を説明する説明図。

【図2】図1の第1のコントローラのハードウェア構成を説明するブロック図。

【図3】図1の手術室内の表示装置による医療情報表示画面の概要を説明する説明図。

【図4】図1の情報集積制御装置のハードウェア構成を説明するブロック図。

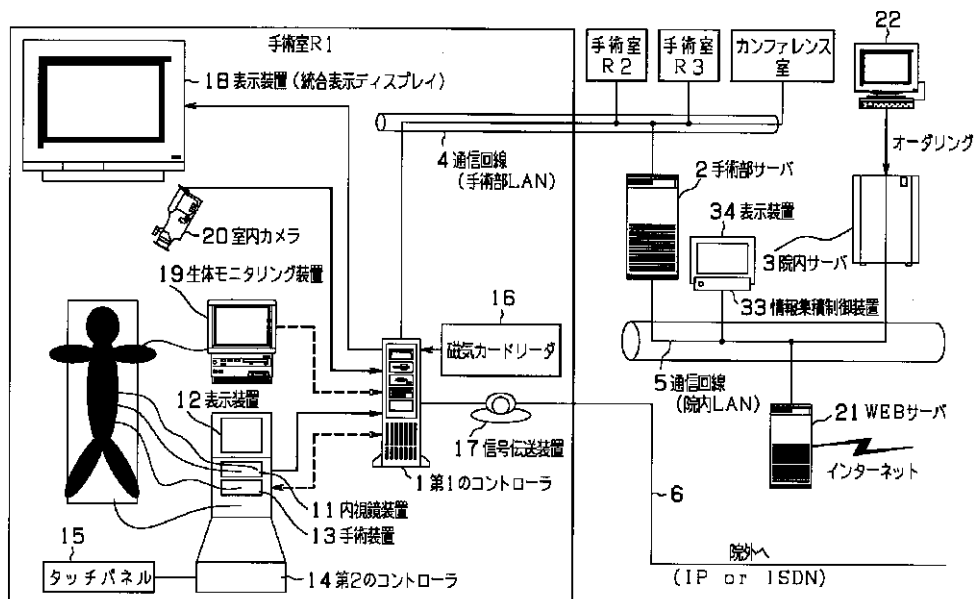
【図5】図1の情報集積制御装置による第1の手術記録検索画面の概要を説明する説明図。

【図6】図1の情報集積制御装置による第2の手術記録検索画面の概要を説明する説明図。

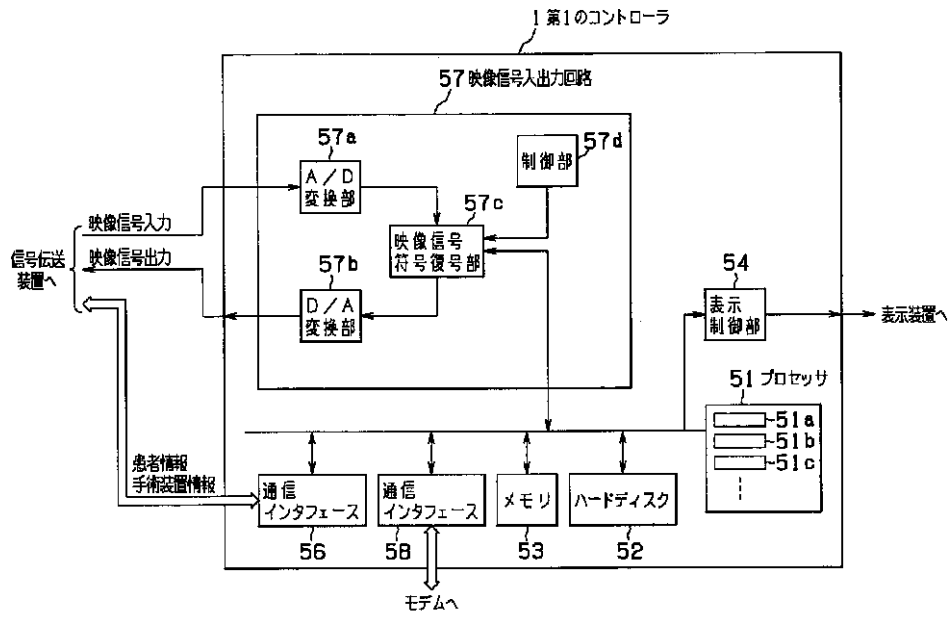
【符号の説明】

- 1, 14 ...第1及び第2のコントローラ
- 3 ...院内サーバ
- 4, 5 ...通信回線
- 11 ...内視鏡装置
- 12, 18, 34 ...表示装置
- 13 ...手術装置
- 16 ...磁気カードリーダー
- 15 ...タッチパネル
- 17 ...信号伝送装置
- 19 ...生体モニタリング装置
- 20 ...室内カメラ
- 21 ...WEBサーバ
- 22 ...情報集積制御装置

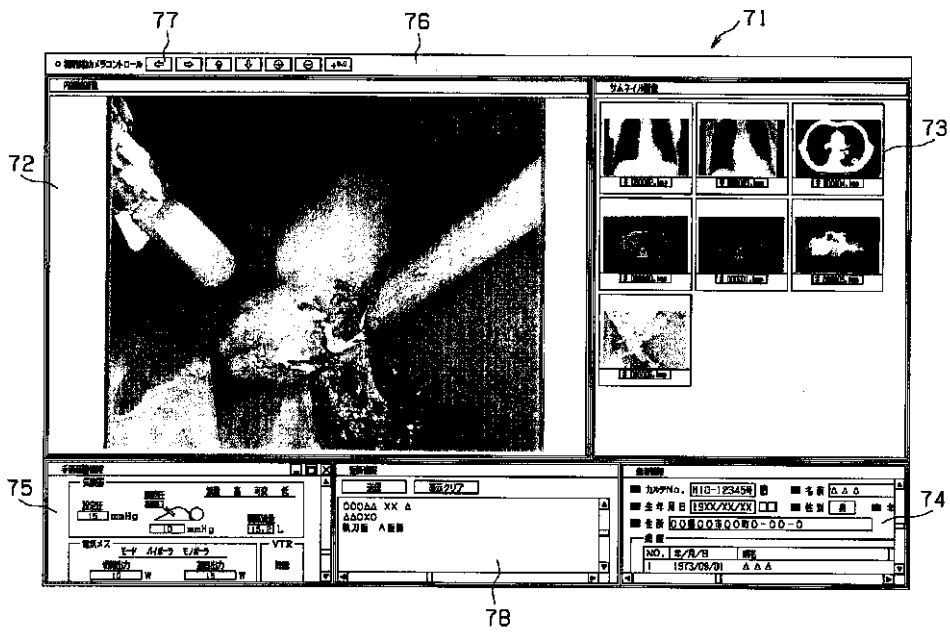
【図1】



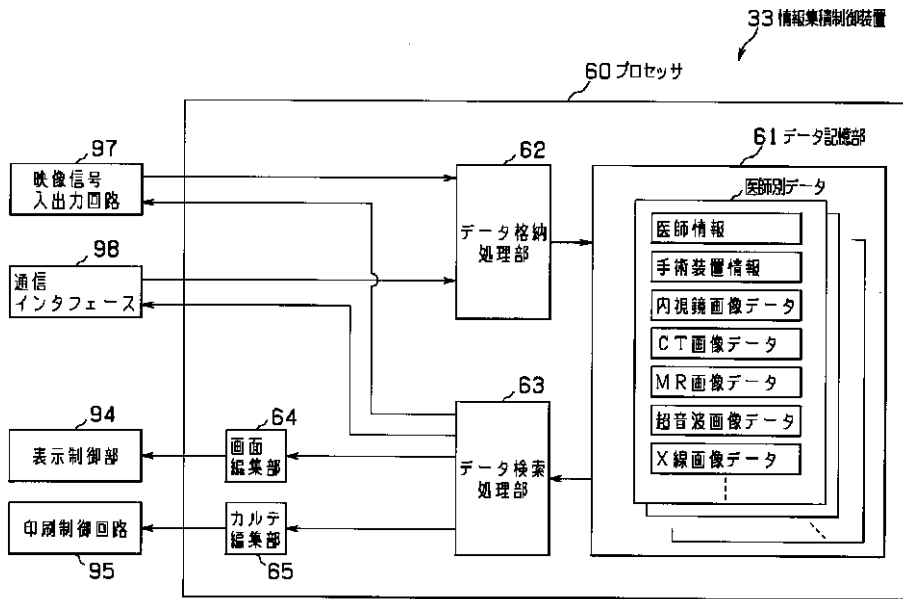
【図2】



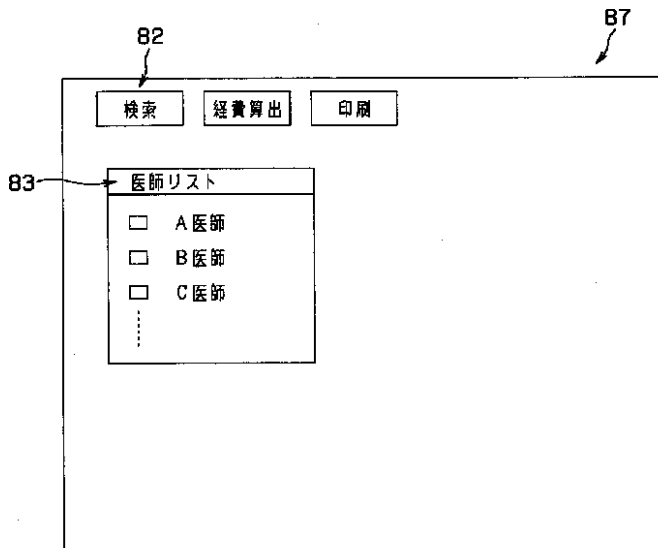
【図3】



【図4】



【図5】



专利名称(译)	医疗信息处理系统		
公开(公告)号	JP2003070748A	公开(公告)日	2003-03-11
申请号	JP2001264853	申请日	2001-08-31
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	オリンパス光学工業株式会社		
[标]发明人	中満竹千代		
发明人	中満 竹千代		
IPC分类号	A61B5/00 A61B19/00 A61G12/00 G06Q50/22 G06Q50/24 G16H10/60 G06F17/60		
FI分类号	A61B5/00.D A61B19/00.502 A61G12/00.Z G06F17/60.126.K G06F17/60.126.Q A61B90/90 G06Q50/22 G06Q50/24 G06Q50/24.110 G06Q50/24.140 G16H10/60 G16H30/00		
F-TERM分类号	4C341/LL30 4C117/XA04 4C117/XB05 4C117/XB08 4C117/XE34 4C117/XF01 4C117/XF03 4C117/XF17 4C117/XF18 4C117/XF19 4C117/XF26 4C117/XG34 4C117/XG38 4C117/XG43 4C117/XG45 4C117/XG47 4C117/XJ01 4C117/XJ05 4C117/XJ25 4C117/XK07 4C117/XL01 4C117/XL12 4C117/XL13 4C117/XL22 4C117/XM01 4C117/XM02 4C117/XM04 4C117/XM05 4C117/XQ01 4C117/XQ12 4C117/XR07 4C117/XR08 5L099/AA23 5L099/AA26		
代理人(译)	伊藤 进		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：为每位外科医生记录手术所需的资源。 解决方案：医疗信息处理系统包括第一和第二控制器1和2，用于从与患者接触的医疗设备收集信息，用于指定患者和患者的信息用于累积信息的患者信息存储装置（医院服务器3）和用于将第一和第二控制器1,2连接到医院服务器3的通信线路（通信线路4,5）。第一控制器1从患者信息累积装置读取患者的医疗信息和患者的医学图像中的至少一个，并且将每个外科医生的操作记录信息彼此相关联地存储。

